

## 山鹿市へUターンする子育て世帯の方へ おうちの**新築**や**リフォーム**をしませんか？

### 山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業のご案内

#### ●Uターン子育て世帯とは？

過去に1年以上継続して山鹿市の住民基本台帳に記録されていた方で市外に転出した方が、**18歳未満の世帯員**を帯同して、再び定住の意思をもって山鹿市に転入する世帯のことです。

#### ●補助の内容

Uターン子育て世帯の方が

山鹿市内で家の**新築、増築、改築、改修、購入**する場合に、**対象工事費の2分の1、最大50万円**を支給します！

※市外業者の場合は対象工事費の2分の1、最大25万円



#### ●下記のすべての要件に当てはまる**ことが条件です**

- Uターン子育て世帯として、令和5年4月1日以降に本市に転入すること。
- 住宅の新築または購入の場合には、住宅の新築または購入後に所有者としての登記を予定すること。
- 住宅の増築・改築・改修の場合には、世帯員のいずれかが当該住宅の所有者として登記されていること。
- 世帯員の全てが市町村税を滞納していないこと。
- この補助金の確定を受けた日から5年以上継続して定住を予定していること。
- 世帯員の全てがこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- 世帯員の全てが暴力団員でないこと、又は暴力団員と密接な関係を有するものではないこと。
- これから住宅取得に係る契約をすること。(契約済みの場合は、対象になりません。)
- 住宅の新築等又は購入に要する補助対象費用の総額が50万円以上のものであること。
- 新築等の工事が完了した後若しくは住宅を購入した後30日以内に、補助金交付申請書及び必要書類を提出できること。

#### ●申請時必要書類（△は該当者のみ）

- 山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業計画承認申請書(様式第1号)
- 山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業調査票
- 誓約書及び同意書
- 事業計画書
- 新築等又は購入しようとする住宅の位置図
- 新築等又は購入しようとする住宅の内容が分かる平面図及び立面図
- △新築等を行う箇所の工事着工前の写真(新築等の工事をする場合に限り)
- 新築等または購入に係る見積書の写し
- 戸籍の附票の写し
- 世帯員全ての住民票の写し
- 世帯員全ての市区町村税に滞納がないことを証明する書類
- △住宅の登記事項証明書の写し(増築又は改修の工事をする場合に限り)
- △母子健康手帳の写し
- △他の制度を併用して申請する場合は、当該制度の申請書の写し
- △その他市長が必要と認める書類

#### ●実績時必要書類（△は該当者のみ）

- 山鹿市Uターン子育て世帯住宅支援事業補助金交付申請書(様式第2号)
- 事業実績書
- 世帯員全ての住民票の写し
- 住宅全体及び工事の施工箇所の完了後の写真
- 工事の内容が分かる図面及び内訳書の写し
- △都市計画区域にあっては、確認済証又は検査済証の写し
- 新築等の工事又は購入に係る契約書の写し
- 新築等の工事又は購入に係る領収書の写し
- △住宅の登記事項証明書の写し
- △他の制度を併用して申請している場合は、その制度の実績報告書の写し
- △前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### お問い合わせ先

山鹿市役所 3階 地域生活課 活動支援係

☎0968-43-1114(直通)

✉chiiki@city.yamaga.kumamoto.jp



山鹿市



## ●補助対象の工事

- 1 屋根、外壁又は軒天の改修(塗装、コーキング等の工事を含む。)
- 2 雨樋の取替え
- 3 床、壁又は天井材の張替え(段差解消のための改修を含む。)
- 4 ドア、ふすま、障子その他の建具の取替え
- 5 カウンター又は棚の設置
- 6 手すりの設置
- 7 間取り等の変更のための壁の改修
- 8 台所、浴室、便所又は洗面所の改修
- 9 ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置
- 10 太陽熱利用温水器の設置
- 11 換気扇又は全熱交換器の設置
- 12 エレベーター等の設置
- 13 床暖房設備工事
- 14 スイッチ、コンセント、配線等の電気工事
- 15 火災報知器の設置
- 16 その他市長が必要と認める工事



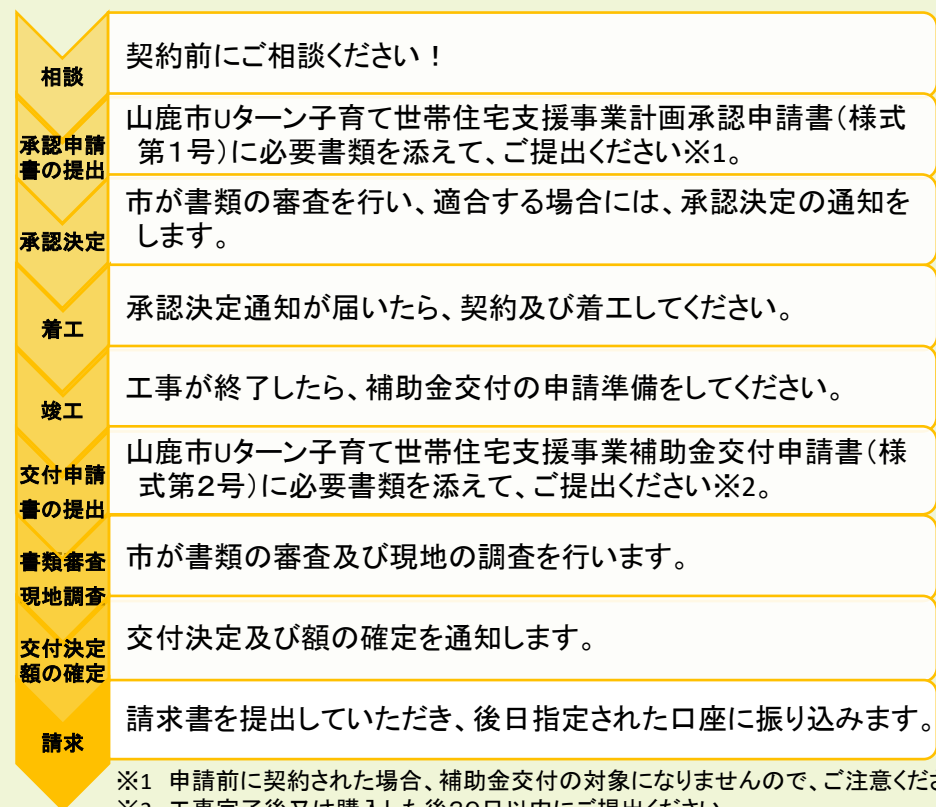
## ●注意事項

- ・あくまでも居住の用に供するための改修費が対象となります。
- ・倉庫・車庫等の工事費は対象となりません。
- ・移動または取り外しが可能な機器又は家具等の購入費は対象となりません。
- ・外構工事に要する費用は対象となりません。
- ・新築等を伴わない住宅の解体工事費は対象となりません。
- ・太陽光発電設備の設置費は対象となりません。

◎その他詳細はご相談ください！



## ●手続きの流れ



※1 申請前に契約された場合、補助金交付の対象になりませんので、ご注意ください。  
※2 工事後又は購入した後30日以内にご提出ください。

## ●その他

- ・申請前に必ずご相談ください。
  - ・補助金の額の確定を受けた日から**5年以内**に、山鹿市以外の市区町村に転出した場合には返還措置があります。
- ※療養、転勤、通学等のやむを得ない場合はこの限りではありません。